

第21回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：令和7年（2025年）10月14日（火）午後2時～午後4時

場 所：国立療養所菊池恵楓園 恵楓会館

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授
小野友道	くまもと南部広域病院理事長（皮膚科）熊本大学名誉教授
遠藤隆久	熊本学園大学名誉教授 ハンセン病市民学会共同代表
太田 明	菊池恵楓園入所者自治会会长代行
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
境 恵祐	国立療養所菊池恵楓園園長
永峰純子	熊本地方法務局人権擁護課長
角田賢治	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課長
堤 茂	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長

※紫藤千子委員（一般社団法人熊本県社会福祉士会 社会福祉士）は所用により欠席

事務局／平松修一	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐
柴田佳与子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 主幹（総務・特定疾病担当）
植田美奈希	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 主事
江口大悟	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課 指導主事
三角里絵	熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課 主幹（啓発担当）
高田佳子	熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」 相談員

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和6年度（2024年度）下半期実績報告、令和7年度（2025年度）上半期事業経過報告及び下半期事業計画について
 - (2) その他

第21回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第21回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を開催いたします。開会にあたり、熊本県健康づくり推進課長の堤がご挨拶いたします。

(堤課長)

皆様、こんにちは。熊本県健康づくり推進課長をしております堤と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

本日はお忙しい中、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から県が実施しておりますハンセン病問題に関する啓発の取組にご支援ご協力いただいておりますことに、この場を借りて厚く御礼申し上げたいと思います。

はじめに、今年5月にご逝去なされました志村康様に哀悼の誠をささげたいと思います。志村様は長きに渡り、菊池恵楓園入所者自治会の会長を務められ、また本委員会の委員としましても、県の施策に対し貴重なご意見をいただきしております。改めて、志村様のこれまでの御貢献に敬意を表させていただくとともに、心からご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、本日予定しております議事について簡単にご説明をさせていただきたいと思います。前回3月18日に開催いたしました、第20回委員会でいただいた普及啓発の在り方についてのご意見を踏まえて今年度の計画を立て、事業実施を行っているところでございます。本日は、令和6年度下半期の実績報告、令和7年度の実施状況につきましてご説明をさせていただきますので、よりよい啓発事業ができますよう、皆様のご意見をいただければと考えております。

また、今年3月下旬に宇城市が発行しておりますカレンダーにおいて、水俣病に対する記載の誤り、それからハンセン病に関する表記に誤解を招く表現がございました。これを受け、県としまして、これまでの啓発に加えて、市町村が行う研修での講習内容を強化しております。自治体への普及啓発の他、県民への啓発、りんどう相談支援センターでの啓発活動にもさらに力を入れて参りたいと考えておりますので、こちらについてもご助言いただければと考えております。大変限られた時間ではございますが、本日は忌憚ないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

これから議題に入らせていただきますが、その前に、各委員のご紹介につきましては、お配りしている委員一覧に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

また、本日紫藤委員は、ご都合のためご欠席となっております。

それでは、ここからは委員会の議長は委員長が務めることとなっておりますので、進行を内田委員長にお願いしたいと思います。内田委員長、よろしくお願ひします。

(内田委員長)

それでは、進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、議題（1）「令和6年度（2024年度）の下半期実績報告、令和7年度上半期事業経過報告、下半期事業計画」について、各課からご報告をよろしくお願ひいたします。

まずは健康づくり推進課からよろしくお願ひいたします。

(事務局（健康づくり推進課）)

お手元の資料1で説明させていただきます。資料1は、県健康づくり推進課が実施した事業の令和6年度の下半期実績報告、令和7年度の上半期事業経過報告及び下半期事業計画についてでございます。

令和6年度の実績報告につきましては、前回3月の会議時点で報告済みのものについては省略させていただきますので、3月以降の実績について説明させていただきます。

1ページ目でございます。「ハンセン病問題啓発パネル展」につきましては、例年6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に併せまして、ハンセン病問題啓発パネル展を実施しております。今年度は、県庁ロビーが工事中であることや県民交流館パレアでの展示が抽選漏れとなつたため、県施設としましては、県庁地下通路のみの展示となりました。

2ページ目に掲載している「菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展」につきましても同様の理由で県立図書館のみでの実施となっております。県施設での展示は限られましたが、熊本市へ貸し出しを行い、6月に熊本市役所1階ロビーで当課のパネルが一部展示されています。

次に、2ページ目でございます。「ハンセン病対策促進事業」につきまして、広く県民にハンセン病問題について知つていただく取組みとして、今年度は金陽会の絵画作品展を11月21日（金）～24日（月）イオンモール熊本で、12月3日（水）～7日（日）荒尾市総合文化センターで実施します。また、金陽会が2024年に西日本文化財団の主催する「西日本文化賞」の正賞を受賞したことを受け、同会場内にて受賞者インタビュー映像の放映を実施予定です。チラシを机上に配布しておりますので、ぜひご来場いただければと思います。

次に「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましては、一般の方を対象に、恵楓園を実際に訪れていただき、ハンセン病問題について学んでいただく事業を実施しております。今年度につきましては、小学校5・6年生を中心とした親子コースを7月31日に、一般コースを10月31日と3月27日に実施予定としております。今年度からはりんどう相談支援センターに業務委託しております。

7月31日実施の親子コースにつきましては、例年実施している歴史資料館の見学、園内見学、入所者による講話を実施後、最後に参加者同士で振り返りができるよう、グループワークを実施しました。参加者同士で一番印象に残ったことを共有したり、ハンセン病問題を少しでも多くの人に知つていただくために自分たちに何ができるか話し合ったりし、一人一人が学んだことを自分事として捉えることができました。

参加者は小中学生26名、大人19名となっております。具体的な感想等につきましては、りんどう相談支援センターから報告させていただければと思います。

次に、県広報媒体等を活用した啓発についてです。今年度は人権同和政策課にて発行している人権情報誌「コッコロ通信」11月号にて、ハンセン病問題についての記事を掲載予定となっている他、金陽会絵画作品展の周知を県政広報テレビ番組「県からのお知らせコーナー」にて周知予定となっております。可能な限り、掲載できる広報媒体には積極的に手を挙げると同時に、啓発事業の案内等につきましては、県公式SNSを今後積極的に使っていく予定としております。

次に、5ページでございます。「ハンセン病問題啓発県職員出前講座」につきましては、県ホームページへの掲載を実施し、各機関や学校からの要望に応じて実施をすることとしていますが、現時点で今年度の予定はございません。りんどう相談支援センターへの出張講師依頼は市町村を中心に依頼があり、11月には人吉高校で全校生徒及び保護者を対象とした、講師出張依頼をいただいているところです。再度、市町村、市町村教育委員会等への本事業の周知の他、啓発パネルや絵画パネルの貸し出しについても周知を図っていきたいと思います。

次に「ハンセン病問題啓発リーフレット作成」につきましては、例年。リーフレット「ハンセン病問題を正しく理解しましょう」を作成しており、県内の高校1年生や市町村、市町村教育委員会に配布しております。今年度につきましても、内容改訂等について検討し、3月下旬までに配布する予定です。委員の皆様からご意見がある際はご教示いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。今年度のリーフレット作成につきましては、近年のペーパーレス化を踏まえ、紙での作成部数を減らし、PDFデータとして広く活用いただくことを検討しています。特に、学校現場にてデジタル化が進んでいることを受け、高校だけでなく、県内の小中学校へリーフレットデータを送付し、適宜活用いただく予定です。紙媒体のリーフレットにつきましては、従来どおり県内高等学校1年生全員分と市町村に送付する他、学校の授業や、一般の方が参加する研修会等にて活用していただく際、要望に応じて適宜送付することを検討しています。

これらを踏まえ、今年度の紙媒体のリーフレット数の発行については、40,000部作製の方向で調整予定です。

次に、啓発につきましては、一般向けの啓発だけでなく、職員への啓発も実施しているところです。「熊本県新規採用職員研修等での啓発」につきましては、新規採用職員に対し、ハンセン病問題についての理解を深めるため、また、県職員として最初に学ぶべき事項として、新規採用職員の前期研修において、4月8日（火）に講話を実施しました。

その他、県職員を対象とした特定課題研修として「ハンセン病問題」を提示し、各職員が研修を受講しております。また、民生委員の研修会テーマにも昨年度に引き続き提示いただいているところです。

6ページでございます。「熊本県ハンセン病回復者・家族支援事業」です。こちらは、りんどう相談支援センターの事業となります。

令和6年度の事業実績につきましては下記のとおりで、詳細は後ほどセンターから説明いただきますが、相談件数、研修会について当課から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。令和6年度の相談件数は121件。そのうち、個別相談58件のうち、家族補償関係は31件、実利用者数は115名、うち家族・回復者関係が34名となっております。

今年度につきましては、9月末時点にて相談件数は178件、そのうち個別相談108件のうち、家族補償関係が74件、実利用者数は79名、うち家族・回復者関係が35名となっております。

次に、8ページの「令和7年度熊本県ハンセン病問題啓発講演会」についてです。12月6日（土）に水前寺共済会館グレーシアにて実施を予定しております。内容は、第一部で「かづゑ的」の映画上映、第二部にてりんどう相談支援センター西副センター長による講演を予定しております。こちらにつきましても机上にチラシを置いていますので、詳細をご覧いただければと思います。

次に「熊本県ハンセン病医療・福祉研修会」につきまして、令和7年1月23日（金）に実施を予定しております。詳細につきましては現在検討中となっておりますので、次回の委員会時にご報告させていただければと思います。

りんどう相談支援センターの活動の詳細につきましては、この後、りんどう相談員からご説明があります。

最後に9ページ目の「熊本県出身の療養所入所者の方への事業」です。

1つ目「ふるさと訪問事業」につきましては、菊池恵楓園から参加希望があり、11月10日に本県出身の入所者9名を天草方面へご案内させていただく予定です。

2つ目の「熊本ふるさと便の送付」は、県内外のハンセン病療養所入所者の方へ熊本県の特産品をお送りするもので、昨年度同様12月にお送りさせていただく予定です。

3つ目の「県外療養所入所者の方への熊日新聞の送付」は、今年度も同様に星塚敬愛園に配布しております。

駆け足での説明になりましたが、以上でございます。

（事務局（りんどう相談支援センター））

りんどう相談支援センター相談員の高田です。よろしくお願いします。

まず資料1の7ページをご覧ください。本年度4月から9月までの相談事業では、電話やメール、訪問等を通じて、述べ178人の相談に対応しました。そのうち74件は家族補償金に関する相談であり、補償金申請期間の延長や、報道をきっかけに 관심が高まったことから、相談件数は増加傾向にあります。また、家族に知られたくないといった相談もあり、資料のやりとりや連絡方法については細心の注意を払いながら支援を行いました。来所が難しい方に対しては訪問相談を実施しています。

啓発事業としましては、オンライン事前学習を含む「菊池恵楓園で学ぶ旅」を実施し、子どもから大人まで45名が参加しました。見学やグループワークを通して、差別や偏見について深く考える機会となりました。また、5月に開催された「ハンセン病市民学会 in 熊本」では、分科会の運営や、パネリストとして参加し、市民への啓発活動を行いました。

講師派遣では、カレンダーの誤表記の影響もあり、宇城市職員研修を始め、県内6ヶ所で講演を実施しました。教育機関とも連携し、学生や教職員への学習支援を継続しています。さらに、りんどう通信の発行やホームページの更新、自主勉強会などを通して、職員の研鑽と関係機関との連携強化にも努めています。

続きまして、資料1-2、別添1、資料5ページをご覧ください。りんどう相談支援センターの2025年4月から6月の相談支援の概要について報告いたします。

退所者給与金関係では、回復者の逝去後に残された配偶者への手続き、特定配偶者支

援金制度の支援を行いました。申請書の記入説明や、書類取得の同行を行い、グリーフケアにも配慮した支援を実施しました。また、県外在住の回復者から、家族に知らせずに郵便物を取り扱って欲しいとの相談があり、本人の意向を尊重しながら、厚生労働省とも調整し、来年度に向けた支援計画を立てました。

家族補償金申請に関する相談では、申請期限延長を受けて申請を再検討する方が増え、県内外から相談が寄せられました。家族構成や関係確認に時間を要するケースも多く、療養所や自治体と連携しながら丁寧に支援を行いました。申請を通して自身の家族史に向き合う方もおられ、精神的な支えを意識した関わりを心がけました。

旧優生保護法補償金制度に関する相談もあり、手続きの案内とともに心情面への配慮を重視した対応を行いました。

地域生活支援では、受診同行や医療機関との調整、県外回復者からの医療機関紹介など、個別ニーズに応じた支援を実施しました。特に、ハンセン病の既往を知られたくないという要望は、秘密保持を最優先に配慮しました。

全体として、相談件数は前年より増加しており、支援内容も多様化しています。今後も回復者やご家族が安心して生活できるよう、関係機関と連携しながらきめ細やかな支援を続けて参ります。最後に、相談支援と啓発活動を通して、偏見や差別のない社会の実現に向け、着実に取り組んで参ります。

（事務局（人権同和教育課））

人権同和教育課の江口と申します。よろしくお願いします。

では、資料2の1ページをご覧ください。令和6年度実績報告及び令和7年度事業説明をいたします。

まずは菊池恵楓園研修についてです。昨年度実施分は前回報告済みです。今年度、令和7年度は11月11日（火）実施を予定しております。昨年度までは夏休み期間中に実施しておりましたが、熱中症等の心配もあり、本年度からは11月の実施に変更しております。内容は、太田会長代行による講話、園内見学、歴史資料館見学を計画しております。本年度は107校が参加を予定しており、昨年度から令和9年度までの4年間で、小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の計430校の全ての学校から参加し、学びを広げる機会としております。昨年度の参加者の感想では「子どもたちにしっかりと伝えていく」「差別の現実に学び差別をなくしていこうとする考えを育てていきたい」等があり、本研修での学びを各学校で生かしていただいております。

次に、ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修の推進です。令和6年度の取組内容については、前回報告した通りです。①デジタル研修資料及び映像資料の活用については、昨年度末の年間視聴数を掲載しておりますので、そちらでご確認ください。なお、デジタル研修資料については昨年度末に改定を行い、ハンセン病問題に関するもの、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」と「新型コロナウイルス感染症とハンセン病をめぐる人権問題について」この2本についても内容を改定しております。続いて2ページをご覧ください。②から⑤の取組みにより、ハンセン病回復者及びその家族の人権について、多くの学校で校内研修を実施していただきました。菊池恵楓園及び歴史資料館を訪れての研修、ハンセン病問題に関する講師を招いての研修、デジタル研修資料やWeb講座を活用しての研修など、各学校の実態に応じて研修を行っていただきました。

令和7年度の事業計画についてです。資料2ページの中段をご覧ください。引き続き、

教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的な指導力を高めるために、デジタル研修資料や映像資料の提供、リーフレット・パンフレット等の周知、本課指導主事による校内研修支援等を行い、校内研修の推進に取組みます。また、事業計画には記載しておりませんが、啓発活動の一環として、国立ハンセン病資料館が作成し配信中の中学生向け授業動画「ハンセン病の向こう側」の活用について各学校に周知を行う予定です。この授業動画は、「ハンセン病問題って何だろう」「どういう被害があったんだろう」「ハンセン病問題の解決と差別のない社会を目指して」の3つのパートに分かれており、部分的な活用も可能となっています。また、全てにルビ付きの字幕があり、授業でそのまま活用できる内容となっています。各学校で広く活用いただけるように、動画の内容や活用方法を周知するとともに、本課のホームページにもリンクを貼っております。近日中に周知を行うように準備を進めているところです。

続いて、学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会についてです。令和6年度の取組内容については、前回報告したとおりです。令和7年度事業計画については、3ページをご覧ください。本年度、教育関係者を対象にハンセン病回復者とその家族の人権に関する理念と認識を深める研修を実施しています。ご覧のとおり、校長、人権教育主任、教諭、事務職員、担当指導主事等、それぞれの職種や役職に応じた研修を実施しています。例えば、9月に実施した担当指導主事等研修会では、各教育事務所指導主事、教育委員会指導主事、教育委員会人権教育担当者、県立教育センター人権教育担当指導主事等、各地で人権教育推進の要となる方を対象にした研修を行いました。そこでは、人権教育啓発に関する基本計画（第二次）における各人権課題に対する取組みで、ハンセン病患者、元患者及びその家族について独立の項目として整理され、人権教育・啓発、相談や支援等についても明記してあることについて説明を行いました。また、6月につくば市の独立行政法人教職員支援機構で行われました人権教育推進研修で、ハンセン病に関する偏見や差別意識の解消に向けての研修の復講を行い、ハンセン病回復者及びその家族の人権についての認識を深める研修を行いました。

今後も様々な研修の中で、ハンセン病回復者及びその家族の人権について、教育・啓発を進めて参りたいと思います。以上になります。

（事務局（人権同和政策課））

ご報告させていただきます。資料3をご覧ください。

まず人権啓発Web講座についてです。令和6年度の実績としましては、令和7年3月末時点で全講座の視聴回数は9063回となっております。非常に多くの方にご視聴いただいているところでございます。このうち、ハンセン病回復者や感染症をめぐる人権をテーマとした講座は219回視聴されております。令和7年度も引き続き好調でありまして、資料には8月31日時点のものを掲載しておりますが、直近の9月末時点では全講座で6172回視聴されているところです。

資料2ページをご覧ください。研修支援登録講師派遣事業についてです。令和6年度の実績は、全講座で派遣回数88回、受講者数1万3532と1万名を超える方がこの事業を活用して研修を受講しています。そのうち、ハンセン病回復者や感染症をめぐる人権については911人が受講されました。令和7年度は、こちらの資料は8月末時点での実績を記載しておりますが、現在直近の9月末時点において全講座で36回、受講者数が3236人となっております。このうちハンセン病回復者や感染症をめぐる

人権に関するものは約750名の方が受講していただいております。受講された方からは、「無知や恐怖から来る偏見がどれほど人を苦しめたか考えると胸が痛む。」「過去の歴史を忘れず、理解を深めることができが大切だと改めて感じた。」「具体的な経験から話されていて、深く知ることができた。」といった感想があり、いずれの受講先でも満足度が高いものになっております。また、先ほどの人権啓発Web講座や今ご説明しました研修支援事業につきましては、9月に実施しました企業や団体など約350社程度を対象としました事業主等への研修会においても、社内研修での活用を呼びかけております。今後、年度後半におきましても受講者は増えるものと考えております。

次に3ページをご覧ください。人権啓発パネル展の開催についてです。昨年度は計3回の開催となっております。今年度も2回開催予定であり、特に多くの集客が見込まれておりますイベント会場でも実施予定となっております。人権について関心があまり高くない方々にも、まずは現在もこのような問題があることを知つてもらう機会としていきたいと考えております。なお、この啓発パネルは市町村や学校への貸し出しも行っており、昨年度も延べ枚数で100枚を超える実績がありました。今後もハンセン病回復者や感染症をめぐる人権をはじめ、様々な人権課題について学ぶ機会として参りたいと思います。

最後に4ページをご覧ください。人権啓発映画上映会についてです。こちらは毎週月曜日から金曜日に入権センターで人権啓発映画の上映を行っているものです。この上映会は県の人権情報誌「コッコロ通信」や、県庁の全職員を対象とした府内LAN（ラン）でこまめにお知らせしております。人権センターは、基本的に県民の皆様が誰でも自由に出入りできるスペースであり、図書や啓発DVDを借りに来られた方を中心に、啓発の貴重な機会となっております。特に、昼休み時間は飲食も可能としておりますので、県職員を中心にリラックスしながらご視聴いただいているところです。昨年度はハンセン病回復者及びその家族の人権は6月、感染症・難病等をめぐる人権は12月を強化期間として、複数の作品を繰り返し上映しております。今年度も自主的に参加可能な啓発のコンテンツとして継続していく予定としております。

また、先ほど健康づくり推進課の方からもご報告がありました。当課で発行しております「コッコロ通信」で、11月発行予定の記事の中で「ハンセン病問題を正しく理解しよう」と題しました啓発記事を掲載する予定としております。

今後も先生方や関係者の皆様のお力添えをいただきながら啓発を進めていきたいと思います。

（内田委員長）

ありがとうございました。ただいまご報告をいただきました。委員の方々からご質問、或いはご意見等ございましたら頂戴できればと思います。よろしくお願ひいたします。

（太田委員）

自治会の太田でございます。3月に起きました宇城市的カレンダー誤表記問題ですが、早速県の方で対応していただきまして、研修会も5回実施していただいているに、何でこういうものが起きるのかということですね。水俣病問題しかりハンセン病問題しかり。今回の

誤表記問題は、逆に偏見・差別を煽ってしまった。全く時代錯誤のことが実際は起きるのだということですね。では、何故そういうことが起きたかを我々は考えなければいけないと思います。

この時自治会はすぐ、これは金曜日に熊日に掲載して、土日休みだったものですから、月曜日に早速、自治会としては宇城市長宛に抗議文と申入書を送らせていただきました。すぐ、宇城市の人権課長、それから後日市長、教育委員長の恵楓園研修を実施することができました。先ほど県の方に5月に職員向けの研修をやっていただいたのですが、やるのはいいのですが、実際どれだけ効果があったのかというのもありますが、こういうこと自体が自治体で起こるというのは残念で仕方がありません。

本題に移りますが、今年も6月に名誉回復及び追悼の日、それからその式典及び統一交渉団の会議がありましたが、残念ながら自治体の参加がない。もう少し自治体から、優秀な職員はたくさんおられるわけですから、県の方から出張させてはいかがでしょうか。相当事情が変わっていますよ。家族の問題、退所者の問題、それを考えたら沖縄の問題ですかね。今、大体600名退所者はおられるらしいですが、その内の確か350人ぐらいは沖縄ですよね。まだ沖縄にはこの退所者問題、いわゆる重大な問題が潜んでいるのだなと思いました。ぜひ、県の職員を式典や統一交渉団会議へ出張させていただくよう、よろしくお願ひいたします。

(堤委員)

健康づくり推進課の堤でございます。ご指摘ありがとうございます。今回の参加につきまして、スケジュールや予算の準備等もございますので、それを見ながらまた検討して参りたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

(内田委員長)

他の委員の方からご質問とかご意見等ございませんか。小野委員よろしくお願ひいたします。

(小野委員)

今度新しく改定されるリーフレットについてです。少々気になったのが、開いていただきますと、ハンナ・リデルによる回春病院の創設というページがあります。その文章の1番最後ですが、「病院の中のハンセン病病原菌研究所だった建物が」とあります。「ハンセン病病原菌研究所」というのは当時の名前ではない固有名詞に聞こえるので、昔は「らい菌研究所」と言っていました。今もらい菌が学名として残っていますので、それでもいいと思いますが、ただ、ここで使うのがもし気になる場合は、「ハンセン病病原菌の研究所」だったというと、少しいいのではないかと勝手に思いましたので、ご検討いただければと思います。

(内田委員長)

県の方から何か答えることはありますか。

(事務局 (健康づくり推進課))

先生ご指摘ありがとうございます。今、パンフレットの方につきましては、各委員の

先生方にお配りをして確認していただいているところです。いただいた意見をまとめまして、また先生方の皆様に再度確認をさせていただこうと思っております。ありがとうございました。

(内田委員長)

他に委員の方々からご質問とかご意見。よろしくお願ひいたします。

(境委員)

恵楓園の境です。人権同和政策課の所に書いてありました、アンケートの調査を踏まえた講座を作成というのが去年のも確認したらあるのですが、どのようにしてアンケートの結果を吸い上げられているのか。私などが講話などをして、一番勉強になったり、ブラッシュアップして次に生かそうと思えたりするのは、受け取った方がどういうご意見を持たれたかというところです。ただ、なかなか話しつ放し投げつ放しで、アンケートを吸収する機会というのがないものですから、例えば、QRコードなどを読んでもらって、スマホでやるなどの取組みをなさっているのかどうか。また、紙に書くのも少々大変だし、面倒臭くなつて書かない人もいるかもしれませんので、何か意見の吸い上げ等に工夫されていることがありましたら教えていただきたいと思います。

(事務局（人権同和政策課）)

人権同和政策課でございます。今の話は研修に講師を派遣する際のアンケート結果…についてでよろしかったでしょうか。

(境委員)

動画をまず作成されるときの話だと思います。アンケートなど調査を踏まえたテーマの講座を作つて、それで視聴回数、利用実績が多くなつたという資料3の1ページ目です。だから、確かにアンケートの結果を踏まえてのお話、或いは配布物などを作ることとは、ニーズに合致したものだと思います。だから、この配布のときに何か工夫などがございましたら、借用させてもらえないかなと思ってお尋ねした次第です。

(事務局（人権同和政策課）)

こちらに書いてあるアンケート調査というのが…

(境委員)

もしかして最初に作られたときのやつですかね。

(事務局（人権同和政策課）)

そうですね。これは令和2年度から実施している事業になりますので、その際に…参考にしたアンケートのことだったと思います。

(境委員)

では、年度年度アンケート結果を踏まえて新しく作り直すということではないということでしょうか。

(事務局（人権同和政策課）)

Web講座に関しては年に1本から2本程度新作を公開しているのですが、そちらに関しては今24本の中でテーマが薄くなっている部分や、直近の社会情勢等に応じたところで1本2本というところでさせていただいております。

(境委員)

ありがとうございます。その際もアンケート結果などを参考にされますか。

(事務局（人権同和教育課）)

Web講座の新作に関しては、アンケートを参考にさせていただいております。

(境委員)

わかりました。もう最近はスマートフォンとかに簡単にアンケートができるグーグルフォームというものもありますので、もしそれらを使わっていたらと思った次第です。ありがとうございます。

(中委員)

啓発事業についてですけども、りんどう相談支援センターのほうから郡部にあります、球磨郡、水上村、あさぎり町といったところへハンセン病問題の講演に行かれているということで。これは本当にありがたいと思っています。私も人権センターのハンセン病問題の語り部をしておりますが、年齢的に80歳を過ぎると、今年の八代東高校は体調が優れずにお断りをしました。そういったことで、遠方の郡部方面はもうこれから車を運転して行って話をして帰るのは、自信がありません。りんどう相談支援センターでこうして遠方まで啓発に行かれているということで、安心しているのと同時に、私が受けている講話依頼について、近場は今でも行けているのですが、片道30キロ以上になると無理なような気がしますので、遠方から当事者の話がぜひ聞きたいというご要望があった場合は、りんどう相談支援センターから送迎をお願いしようかと思っていたところです。早速ですが、11月5日に「城南町火の君文化センター」からお引き受けしているので、りんどう相談支援センターにご相談したいと思っておりました。そこまで手を広げてもらえるかどうかお聞きしたいです。

(太田委員)

今中委員が言ったことは大阪の統一交渉団会議でも出了ました。もう退所者が80から85歳で、なかなか自分の車で講演に行くことができない。何とか送迎をどこか担当していただけないかという要望がありました。僕も今年大分県で02*8講演があつて参加したのですが、80歳を超えて大分まで往復日帰りで、3時間半くらいかかるのですよ。別府にありましたね。さすがに少々自信がなくなりました。もう高齢者講習を3回受けなくてはいけない身になりまして、もし事故とかあれば皆に迷惑かけるので、これはいけないと思いました。私の場合は、園の公用車を利用させていただきました。

ところが、先ほどの中さんを含め、回復者の人たちの足の便が非常に、耐えられないというか。もうそれがないので講演に行きたくても行けないというのが、要望の1つと

して統一交渉団会議で出ました。それは本当に全国的な問題だと思いました。やはり85歳超えて3、4時間というのは、行くときはいいのですが、日帰りで行くというのは大変だというのであるので、できたらサポートしていただければと思うし、退所者が講演に行く際にそういった場合は、交通費の予算を厚労省が持ってくれという話でした。

(中委員)

ついでに申し上げると、東京のふれあい福祉協会の、私は語り部とピアサポート（仲間たちの相談相手）もやっているのですが、経費は交通費も日当も、ふれあい福祉協会に請求すればいただけます。しかし、東京・大阪になると電車など交通の便が発達しているからいいけれど、地方になると、公共交通機関を利用してくれと依頼者側も言っておられますかが、やはり無理ですよ。それなら、遠い所はホテルで一泊してやって来たほうがいいと思って、人吉あたりへ話しに行ったことがあるのですが、やはり自分の車で行った方が便利ですよね。しかし、もうこれからは自分の歳を考えなければいけないと思っております。この実情をぜひご理解していただきたいと思っていますので、ご検討をお願いします。人権センターの方にもお断りしましたよね。八代東高校は、昨年までは自分で行って来ましたが、今年は勘弁してくれとお断りしました。

(事務局（健康づくり推進課）)

昨年度もそういうお声をいただきました。今、県ではご承知のとおり、りんどう相談支援センターに回復者の方の支援や啓発事業のお願いをしております。事業費等いろいろありますので、そこはタクシーで同行させていただくなど、何かご相談させていただければ、りんどう相談支援センターと調整をして、できる限り当事者語り部の方のお声を届けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(中委員)

それともう1つ、太田さんのご意見について補足をします。6月に厚労省で実施している亡くなられた方々の名誉回復と追悼の式典には、県の健康づくり推進課からりんどう相談支援センターに来てもらって、私もご一緒させてもらって、オンラインにて毎年午前中の式典は自治体も参加してもらっております。ただ、午後の厚生労働省との協議会は、予算関係とかいろんな外部には聞かれたくない交渉ごとの話が多いから、参加をご遠慮してもらっています。追悼式には県も参加されているということをご報告いたします。

(内田委員長)

他の委員の方から何かありますか。どうぞ。

(小野委員)

資料1-2、別添1の3ページ目ですが、真ん中②の県外退所者から眼科紹介の相談というのは、これを読むと相談場所が違うのではないかなどいろいろ思ったのですが、結果的にはいかがでしたか。

(事務局（りんどう相談支援センター）)

菊池恵楓園の原田学芸員や県にも相談して、千葉県内の近いところに眼科がないかを調べていただきましたが、結果としてはなかったということです。

1つは、多磨全生園の相談の方が、今後の支援もあるので、ご本人の方に情報を提供していただきて、自分たちが関わっていきたいというご相談がありましたので、ご本人さんにもそのようにお伝えしました。

もう1つは、地域に総合病院がありまして眼科があったのですが、そちらの相談員のソーシャルワーカーにご相談しましたが、受診に繋がるまでにいろいろ個人情報をお聞きしないといけなくて、対応的に難しいとおっしゃいましたので、ご本人さんに、口頭でお伝えすることによって周りが聞いてしまうというのが非常にご負担になるようでしたら、お手紙に事情を書いて、それを外来で受診されるときに事前に見せられたらどうでしょうかとお伝えしました。

(小野委員)

恵楓園にはせっかく境委員をはじめ、園では眼科も今ありませんか。

(境委員)

あります。

(小野委員)

ありますか。眼科がありますから、その眼科の先生に直接連絡がいったら、眼科同士で連絡ができるのではないか。或いは、境先生から向こうの医療機関に電話できる。それはドクター仲間での接触が一番よかったです。と思ったものですから、ご質問しました。

(事務局（りんどう相談支援センター）)

ありがとうございました。

(境委員)

この事例について私たちは聞いていなかったのでよくわかりませんが、熊本県にお住まいの方ではないですね。

(事務局（りんどう相談支援センター）)

千葉県です。

(境委員)

県外ですよね。その県には支援するような行政組織というのはあるのでしょうか。

(中委員)

ふれあい福祉支援センター。あそこに相談すれば何でも相談には乗ってくれる。

(境委員)

ありますよね。ただ、今回はそこを飛び越えてと居た熊本の方に相談があったとい

うことですね。事情が結構ややこしくなってしまっていそうですが、もちろん尋ねていただくことは構いませんし、眼科医師も今月から2人に増えましたので、また、対応できるかと思います。

(中委員)

いわゆる、首都圏内に住んでいる人でしょう。でしたら、ふれあい福祉協会へご相談されるように連絡された方がいいと思います。近いですから。それと、東京にはハート相談センターもあります。いわゆる熊本県のりんどう相談支援センターのようなものがありましたが、ふれあい福祉協会と折り合いがつかずに、別口で退所者並びにその家族の相談に乗っているというグループもあります。

私が恵楓園を退所して熊本市に住んだのは2002年です。もう23年と半年が過ぎました。その中で最初私が一番不安だったのが医療の問題です。過去にそういうことがありましたので、もし、ハンセン病の後遺症等で病気になった場合、医療機関に行ったら断られるのではないかということも考えました。そのころに大きな火傷をしましてね。それで、恵楓園に行った方が一番安心できるけれど、できることなら一般社会の皮膚科で治療したいということもあり、勇気を持って一般の皮膚科にいきました。そしたら、そのお医者さんが「うわー、どうしてこんな大きな火傷をしたの」と。膝をぱっかり焼いたのですその時は。「先生実は、タベ焼酎を飲みながらストーブに当たってて、朝起きたらこうなってました。」と言ったら、「うわー、ハンセン病は痛くないもん。」って、看護師さんが5、6名いる中、大きな声で医者が言うものだから、看護師さんたちも驚いていました。おそらく、火傷が痛くないと聞いたのは初めてでしょう。私以外の退所者なら、おそらくもう二度とその病院へは通院できなかつたかもしれません。私は幸い啓発活動もしていますし、一片の恥はこれから私の宝になるのだという気持ちになっていました。私が話すことで、ハンセン病のことを知らない看護師さんたちが知る機会にもなると思って、啓発のつもりで、「実はハンセン病にかかったら、らい菌に侵された部分は末梢神経が侵されて、後遺症として感覚障害を起こすのです。痛くも痒くも、熱い、冷たいということもわかりません。だから、知らず知らずの内にこうして火傷する場合があるのです。ハンセン病の一番残念なところは、薬でらい菌はすぐ治るけれども、後遺症として感覚麻痺がずっと生涯残るところなのですよ。」という話などをしました。一回話すと皆さん医療関係者ですからすぐ理解ができる、次から毎日治療に通うことができました。私はこのようなことがあったから、以前、社会復帰して医療にかかる場合や介護が将来必要になったときにどうなるのだろうかと不安を抱えていましたが、このことがあってからは、どんな病気になっても、どこの病院に行っても、熊本県では何の心配もない。医者によつては「その手はどうしたか。」と聞く先生がいるけれど、「先生。これはハンセン病の後遺症ですよ。」と大きい声で言えるようになりました。

そうすると、自分の体の当たり前のことを見ざすに話す。そのことが一番社会生活の中で生きやすくなるということを感じて、熊本県に住んでいる仲間たちにも「何も卑屈になることはない。当たり前のことを見つけていくんだよ。ありのままに言って暮らしていくべき理解してもらえる」と今でも言っています。それでも、できない人はできないのです。やはり、ハンセン病になった頃の差別のトラウマは、いくら歳を重ねてもなかなか払拭できず、不安ながら社会で暮らしているということを私も実感して

おります。話が長くなりましたが、そういうことです。

(角田委員)

人権同和教育課の角田でございます。先ほど太田委員と中委員の方から、遠方での講話のお話がありました。教育委員会としても、当事者の講話を聞くというのは、間違いなく非常に大きな教育効果でございます。授業で事前学習と事後学習は当然行って参りますが、やはり子どもたちにとって当事者の方からいろんなことを聞けるというのは、まさしく自分事になっていくスタートになるものです。ただし、今お話があった部分は今後考えていかなくてはならないと思います。

教育委員会としては、全ての子どもたちに来てもらうとか、現地で学ぶというのが非常に大事ですが、現実的に難しい面もあります。まずは教員が学んでいくという形で、教育委員会の場合は全ての教職員に現地に行き、講話を聞いて、フィールドワークをしていくというのをまず行い、それを子どもたちに返していくという取組みを今しているところです。

ただ、結局遠方の学校等でも聞ける形がどうしたらできるかというのは、また今後、教育委員会としても検討して参りたいと思っております。どうもありがとうございました。

(内田委員長)

他にご質問とかご意見等ございませんか。

(遠藤委員)

今の話に繋がるところですが、りんどう相談支援センターで医療の相談を受けた時に、せっかく中さんとの繋がりがあるので、場合によっては中さんに相談するなどして頂くと、中さんから適切な情報を出して頂ける可能性があるのではないかと思いますので、りんどう相談支援センターでも、中さんの情報を利用するということを考えられたらいかがでしょうか。

その前の同行支援について、私は熊本でもぜひやって欲しいと前々からお話していたのですが、この話を聞いていると、実際に主治医の方がハンセン病についての理解があったお医者さんだったわけですよね。かかりつけのお医者さんが、回復者の方が安心して行ける方だったのではないかと思います。前に神水病院の話をさせて頂いたことがあるのですが、いろんな相談を受けたときに、ここの病院なら間違いなく対応してくれるという病院を確保しておいて、かかりつけではなくても、ハンセン病回復者の方について理解がある病院で医療にかかりたいという人がいたら、そのような病院に上手く繋いでいくというような仕組みを作っていました方がいいのではないかと思います。

(事務局（りんどう相談支援センター）)

1の事例につきましては、名前は伏せさせていただきますが、大きな総合病院への受診の同行のご希望でした。ご高齢になっていますので、どのような説明があるかとか、それを噛み砕いてご本人さんに理解していただくといったところも含めて同行の予定でした。しかし、最終的にはキャンセルがあったと思います。ご一緒にさせていただいておりませんが、今後もそのような機会がある時には、積極的に同行支援をしたいと思います。

ます。

先ほどの部分と重なりますが、熊本県内地域で受診・相談しやすい医療機関というのを、中さんも含めて私たちも把握しておくと、今後の相談に生かしていけるか思います。ありがとうございました。

(中委員)

途中からしか聞いていないのですが、大阪の支援センターについては、済生会病院が大阪には8ヶ所にあるそうです。その8ヶ所が全面的にハンセン病回復者の支援をされている。そういう事情もあって、大阪の支援センターの人に話を聞くと、「熊本にも済生会病院があるでしょう。同じ系列だから、大阪の済生会病院から熊本の済生会病院に連絡を取り合えば、行きやすいのではないか」という話を聞いたことがあります。

(内田委員長)

他にご質問とかご意見とか、ありますか。

(遠藤委員)

今日お伺いしていて、りんどう相談支援センターのご報告の内容は、今まで以上にいろんな活動をされていて、活動が実ってきているなということは思います。ただ、前に大阪の回復者支援センターが作られたDVDをご紹介したことがあります。りんどう相談支援センターではこれからが難しいかもしれません、これから先は退所者の方々が地域の中で最後まで生活できるような看取りみたいなものまで含めたことを充実させていかないと、結局退所者の方たちがまたどこで自分たちの生活を支えてもらえるのかわからなくなるのではないかと思います。大阪はそこがとても優れているところだと思うので、今すぐとは申しませんが、今後の課題として検討頂ければと思います。

(事務局（健康づくり推進課）)

ありがとうございます。確かに大阪の方は、母体が済生会である所が受けていると思います。りんどうの方は実際、最近相談の件数が多くなってきていると感じておりますし、1つは家族補償金の請求期限が延長になったこと、あとはメディア等でそういった広報がされたり、市民学会もあったりして、こういったご相談が増えている状況です。引き続きご相談受けていくところと、退所者の方の今後として、介護の部分などをどのように対応していくかは、昨年度からりんどう相談支援センターで話をしております。引き続き、先生方からもいろいろご意見いただきながら検討して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

あと、毎年行っている医療福祉研修会も1月に検討しておりますので、研修会の中でも色々ご意見いただいて次に活かしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(中委員)

もう少し、関連して発言させてもらいます。熊本市には「ささえりあ」という、地域の障がい者や高齢者を支援するセンターがあります。私ももう年齢的に介護や介助が必要な歳になってきましたので、生活しやすいところに引っ越しを今月しました。世間で

いうところの終活だと思っています。いずれ介護のお世話になるであろうことを想定して、3階から1階への引っ越しです。ついでにささえりあに相談をしたら、幸い恵楓園の整形の先生が診断書を書いてくれました。それを熊本市に提出して、調査員の方が介護度調査に来られて、私の生活状況と身体障がい、年齢等をいろいろ調査されて、恵楓園でいただいた診断書を審査されました。結果、私の場合は要介護ではなく要支援1でした。それでも、きちんと貸しベッドを業者が持ってきてくれました。そして、今後の生活面での支援のあり方は、これから相談しましようということに決まりました。ちょうど、先生がおられる機能病院の近くにささえりあがありまして、そこから支援しに来ていただいている。他の退所者や家族なども、地域で活用できるところを遠慮なく活用していくといいと思います。

ところがこの1、2年は、介護が必要となるとどうしても恵楓園に帰った方が楽だということで、何人も再入所しましたね。最後にはやはり恵楓園が一番安心するのだろうとは思います。恵楓園ほど私たちハンセン病を経験した者にとって住みやすいところはないでしょう。おそらく、ハンセン病や後遺症といったものをいちいち自治体や業者に話さなくてはならないというのは辛い面があるのだろうと思います。だけど、私の経験上は、先ほども話したように、ありのままに自分をさらけ出して生きていけば、生きやすい社会にはなってきていると実感しております。開き直るわけではないですが、ハンセン病の既往を隠していくには、最後まで社会生活を営むのは無理だということを、見たり、実感したりしているところです。

その点、熊本県は私は住みやすいと思っています。県をはじめ、恵楓園の資料館もあり、啓発が他の県よりは進んでいる。前の蒲島知事にも、なぜ熊本県が他の都道府県より住みやすいかという理由については2つあると何度も話しましたので、ここでは話しませんが、そういう状況にあるということは確かです。もう少し啓発を進めていけば、まだ住みやすくなるという感じはしています。

(内田委員長)

他に何かありますか。

(永峰委員)

熊本地方法務局人権擁護課の永峰と申します。1点だけご報告いたします。法務局としましても人権擁護機関としていろいろな啓発活動に取り組んできているところですが、本年7月26日に法務省が中央委託事業として毎年実施している「ハンセン病問題人権シンポジウム」が熊本市で開催されました。

第一部においては、本日ご出席委員の菊池恵楓園入所者自治会会长代行の太田氏をはじめ、2名の方にご登壇いただきまして、ご自身の経験等をお話いただきました。

第二部においては、合志楓の森中学校と菊鹿中学校の生徒さんに、偏見・差別のない社会を実現するためにはどう行動したらよいかを考えて、自身の行動変容につなげることを目的としたロールプレイワークショップに参加していただき、意見交換を行いました。

結果として、会場参加者100名、オンライン視聴者682名との報告を受けております。アンケート結果では、「ハンセン病問題当事者の方々からのお話は、説得力があって一番よかったです」という声が多く、「知識を深めるとともに、差別を許さない」という

意識を高めることができました。」というような感想も聞かれました。一方、シンポジウムやワークショップの在り方についてのご意見などもたくさんいただいております。

このアンケート結果を踏まえ、法務省人権擁護局において、来年度以降開催されるシンポジウムについて、よりよいものとなるよう検討されることになります。

熊本地方法務局での今後の予定としては、これから人権週間に向けて、様々な人権フェスタ等がありますので、またパネル展などを実施し、ハンセン病についてもしっかりと啓発を行っていきたいと思っております。

県からもお話があったのですが、本年6月6日に閣議決定された人権教育啓発に関する基本計画（第二次）において、ハンセン病患者・元患者及びその家族の方々の人権問題は感染病等の患者等から切り離しまして、独立の課題として掲げられ、偏見・差別の解消のための施策を推進することとされております。従いまして、法務局としても本基本計画のもとに、啓発活動に参加する者が自分自身の課題として捉えられるような啓発活動を工夫していかなければならぬと考えています。今後も人権擁護委員とともに様々な啓発活動に取り組んで参りたいと思いますので、関係機関の皆様方、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

（内田委員長）

ありがとうございました。他にご発言ございましたら。

（事務局（りんどう相談支援センター））

すみません、訂正がございました。先ほどの①の事例の方ですが、キャンセルが一旦ございまして、それからしばらくして2回目の相談があったそうです。その時に受診同行しましたということで確認が取れましたので、ここの文章に書いてあるとおりの報告になります。失礼いたしました。

（内田委員長）

他にご発言はございますでしょうか。

（遠藤委員）

総合病院にたまたま行かれて、その総合病院がハンセン病回復の方に対する理解があつたということでしょうか。

（事務局（りんどう相談支援センター））

私が同行したわけではないので、結果の報告を聞いただけですが、ハンセン病についての理解の有無は関係なしに、普通に診察をしていただいて、ご説明があつたと思います。

（遠藤委員）

行きやすい病院だった。理解があつたかどうかもわからないかも知れませんが、普通なかなか退所の方はこの病院は大丈夫だろうかという心配を持ちながら行かれると思うので、先ほど中さんが言われていましたが、むしろこういう病院ならば間違いなく心配がないというところを確保しておくことが大事ではないかと思います。

(事務局（りんどう相談支援センター）)

中さんがおっしゃったように、行ってみればそんなに心配しなくてよかったです。特別な対応をされたというより、普通に受診ができる、ご説明を受けた部分については相談員の方でご本人さんに説明をして、ご家族にも病状の説明をさせていただいたと聞いております。

(境委員)

病院というか医療者の立場からしますと、配慮すべきは、例えば病名とかを他の人に聞こえるように言って欲しくないとかですね。特別扱いというわけではないけれども、余計な情報を回りにまき散らすのはしないで欲しいという配慮を求めるところだと思いますので、大抵の病院は事前に電話とかしておくと、病名とかを聞こえない配慮などしてくださいと言えば、どこでも対応してくれるとは思います。

ただ、やはり本人さんの不安に思っていることがあって今も委託診療の方がいらっしゃるのですが、自分が行っていると、最初は他の患者さんがいるけれど、その時間になると他の患者さんがいなくなってくるように感じてしまう。自分が元ハンセン病だから、他の患者さんはその時間を避けているのではないかと思うという言葉が聞かれたこともあります。周りが変わっても、本人の中では受けた傷とか心配事というのはなかなか払拭できないものですから、こういったところには支援が必要なのかなとは思います。

(内田委員長)

他にご発言はございますでしょうか。それでは、私の方から1つご質問なのですが、ビジネスの人権などに取り組んでいる企業に対する働きかけについてはいかがですか。

(事務局（健康づくり推進課）)

資料に書いてあったところで、人権同和政策課さんの方でわかるることは何かございませんか。

(事務局（人権同和政策課）)

人権同和政策課でございます。人権同和政策課の人権啓発講座や研修支援ということで、登録講師派遣事業を実施しております、企業様にご活用いただいているところです。その企業様に対しては、事業主研修会としてこちらの事業の方をご紹介させていただいています。

(内田委員長)

啓発事業の対象だけとして捉えるのではなく、むしろ啓発する際のパートナーとして捉えていくという視点が、ビジネスと人権では重要になっていくと思います。

今回の国の人権教育啓発に関する基本計画第二次の、まとめの過程で、企業の方、ビジネスと人権の推進に取り組む企業の方々に、企業として人権の教育啓発等してらっしゃいますかというヒアリングをさせていただきました。企業の方々がおっしゃっていたのは、我々は知識をつけるとか、理解をするという段階では留まらないのだと。国と同じように人権問題について解決などに取り組んでいくのが企業の取り組みであって、社

員に対してはそういう観点からの研修をしている。ただ、新型コロナといった感染症についてはそういう観点から取り組んでいるけれども、ハンセン病問題についてはまだ取り組んでいませんというご回答でした。つまりは、ハンセン病問題の解決ということで、自治体とか国と企業とがパートナーという形で、連携して取り組んでいくということが今後課題になるのではないかと思います。

人権教育啓発に関する基本計画では発展的な段階に応じた目標設定になっております。小学校の段階、中学校の段階、高校の段階、社会人の段階。この社会人の段階に位置するのがビジネスと企業での人権になるだろうと思います。この段階は、知識をつけるとか自分ごとにするということを超えて、問題解決のために社会人または会社として取り組んでいくとか、地域社会に働きかけていくという形になっていくと思うのです。企業において、中学校や高等学校でハンセン病問題についてかなり詳しく学ばれたという社会人の方々にご質問させていただきました。その後、中学校とか高等学校の段階で学んだハンセン病問題についての知識や知見は、企業人の活動の中に活かされていますかというと、特に活かされていないとおっしゃられます。どちらかというと、企業全体としてハンセン病問題に取り組むということにはまだなっていない。もし、企業全体としてハンセン病問題の解決に取り組むという設定になれば知見も活きてくると思いますが、残念ながらまだ活きていませんとおっしゃっていました。

そういう意味で、先ほど言ったアンケート調査などで、1つ欲しい情報としてよくおっしゃっているのは、ハンセン病問題の解決に取り組むためにどこがどういう取り組みをしているのか。国、自治体、民間、NPOなどがそれれどういう取り組みをしているのかという情報が欲しいと。もしよければ、そこに自分も参加できるかもしれないの、そういう情報が欲しいという意見が出ています。そういうところでいかがでしょうか。

(事務局（人権同和政策課）)

答えにならないかもしれません、今年度、人権啓発We b講座で新規講座を1本作っております。それが企業と人権をテーマとして社会保険労務士の方に企業さんに配慮していただくべき人権的視点についての講話という形を考えているところです。

訂正ですが、先ほどWe b講座に関してテーマ設定に関してアンケートを実施しているとお答えしましたが、We b講座を受講していただいた方に任意でアンケートをご回答いただいているものです。ただ、それを取りまとめた結果としてテーマ設定に活かしきれているかというと、まだ十分ではないと思います。

(角田委員)

人権同和教育課でございます。内田委員長からビジネスと人権についてのご示唆をいただきまして、ありがとうございました。教育委員会でもここ2年ぐらい、特に高校に向けてはビジネスと人権について、学校の中で、これをベースに人権教育を進めてはどうかという提案をしているところです。特に、高校になると進学だけでなく、就職していく生徒も多くおりまして、今後世界基準ではこういう形になるというところから人権を考えていくという形で、高校に提案をしながら、指導してくださいというのを進めているところでございました。

先ほど中委員から、熊本県は非常に高い評価をいただいて、ありがたいなと思ってお

ります。昨年厚労省の全国調査の中でも熊本県は非常に高い数値を示しましたが、それでもまだ不十分だという実感を持っています。冒頭に自治体のカレンダーの件などいろいろな件があり、これは自治体として、私たち教育関係者として非常に反省すべきところで、何が足りなかつたかということを考えさせられた案件でもありました。子どもたち自身が学んだことで、これは間違っているよと指摘ができる形になるような教育を私たちはどうしていくのか。特に、熊本県の子どもたちはハンセン病問題、それから水俣病問題、これは熊本県独自というか、一番学んでいる部分ですので、この子どもたちが県内や県外に就職した際に、それは違うと啓発をしていく側になるような教育を学校でもやっていくことが非常に大事ではないかと思いながら教職員研修等を進めております。

最後に紹介になりますが、冒頭に健康づくり推進課からありました「菊池恵楓園で学ぶ旅」は親子の部も開催されております。私も感想等見させていただきましたが、非常にいい学びを学校外でされていました。あわせて、法務局では「全国中学生人権作文コンクール」を毎年実施をされております。ちょうど今審査の段階で、教育委員会も関わらせていただいておりますが、その中に今年「菊池恵楓園で学ぶ旅」に参加をした生徒さんが作文を出されました。「差別のない世の中を目指して」というタイトルでした。非常にいい学びをしたということで、資料館で宿泊拒否事件の手紙を見て涙したことや、逆に励ましの手紙もあったこと、資料館にあった短歌のことも書かれていましたし、講話を聞いたこと、太田委員の講話ではないかなと思いますけど、そこから自分が何をしていくべきかというところを、作文にしっかりと綴ってありました。そういう形で、県がやっている事業を法務局の事業と絡めながら、教育委員会としても学校でしっかりとやっていくと。単体でやるというより、一緒にそれらの事業をリンクさせながら、菊池恵楓園、自治体、ここにおられる委員の皆様等の協力を得ながら進めていくのが非常に大事ではないかとお話を聞きながら思ったところです。

(内田委員長)

他にご発言はございますか。特にご発言がないようでしたら、以上にさせていただければと思います。

今日も貴重な意見を委員の方々からいただきました。熊本県におかれましては、全国の自治体のハンセン病問題への取組みをリードしていただいております。さらにリードしていっていただければありがたいと思います。議事は以上とさせていただきます。

マイクを事務局にお返しいたします。

(事務局（熊本県健康づくり推進課）)

内田委員長ありがとうございました。

1件、県から「その他のご報告」という形でさせていただきたいと思います。先の9月の県議会におきまして、立憲民主連合の岩田県議から県に対しまして、入所者の方々が安心して豊かな生活を営むための取組みと、ハンセン病問題の理解促進の取り組みということでご質問がありまして、知事が答弁いたしております。

知事からは「入所者の方々のご意見を伺いながら、今後も地域の中で安心して生活いただけるよう、県として何かできることがあれば検討していきたい」と回答しております。また、啓発の方につきましては「若い世代に向けた広報の強化などに取り組むとともに、差別や偏見のない社会の実現に向けて、菊池恵楓園や自治会、市などの関係機関

と連携して、これまで以上にハンセン病問題の啓発に取り組んで参りたい」と答えておりますので、この場をお借りしてご報告させていただきました。以上になります。

それでは、各委員の皆様、長時間のご議論大変ありがとうございました。次回の委員会は3月を予定しております。詳しい日程につきましては、また後日調整させていただきたいと思います。本日は大変有意義なご意見をいただき本当にありがとうございました。これをもちまして終了したいと思います。